

**【令和3年度 諮問第7号】**

生産緑地法に基づく特定生産緑地の指定（案）

## 理 由 書

本市の生産緑地地区は、良好な都市環境の形成に資することを目的に、平成4年 11 月13日に初めて指定され、令和4年 11 月 13 日をもって 30 年経過します。

この間、市農政部署で営農状況の確認を行い、場合によっては農業協同組合の協力も得ながら当該生産緑地は耕作が継続されています。

本案件は、生産緑地法の改正に伴い、指定後30年経過し土地所有者の同意のある生産緑地地区を特定生産緑地へ移行するため、生産緑地法第 10 条の 2 第 3 項の規定により都市計画審議会の意見を聴取するものです。

昨年度は、平成4年度指定の生産緑地のうち109件について、特定生産緑地の指定を行いました。今年度は21件特定生産緑地の指定の申請の提出がありましたので、追加で諮問するものです。

(参考)

(令和3年度1月12日現在)

	箇所数	面積(m <sup>2</sup> )
平成4年度指定で現存するもの	147	193,510
平成5年度指定で現存するもの	3	4,790
平成6年度指定で現存するもの	3	3,390
平成7年度指定で現存するもの	3	4,110
平成12年度指定で現存するもの	8	24,800
平成13年度指定で現存するもの	0 (既指定箇所の拡充のみ)	8,230
平成17年度指定で現存するもの	4	12,400
計	168	251,230

(参考)

(令和3年度1月12日現在)

特定生産緑地の指定状況	
提出	112地区
内、指定する	109地区
指定しない	3地区
未提出	35地区
合計	147地区